

深谷市文化団体活動事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、芸術文化の振興及び普及を図り、もってその向上に寄与することを目的として、予算の範囲内で深谷市文化団体活動事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、深谷市補助金等の交付に関する規則（平成18年深谷市規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、芸術文化の振興、普及及び向上のために実施する事業とする。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付を受けることのできるもの（以下「補助対象団体」という。）は、芸術文化の振興、普及及び向上を主たる目的とする団体であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に活動の拠点を有すること。
- (2) 構成員の3分の2以上が市内に在住し、在勤し、又は在学する者であること。
- (3) 文芸、美術、音楽その他の芸術文化活動の複数の分野を統括していること。
- (4) 会則等を有し、代表者、役員及び会計経理が明確であること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち別表に掲げる経費とする。

(補助額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、50万円を上限とする。この場合において、補助金の額と対象事業に係る収入の額を合計した額が対象経費の総額を超えるときは、当該超える額を補助金の額から控除する。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体は、深谷市文化団体活動事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 補助対象事業の事業計画

- (2) 補助対象事業の収支予算
- (3) その他市長が必要と認める書類
(交付等の決定)

第7条 市長は、補助金の交付を決定したときは深谷市文化団体活動事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不交付を決定したときは深谷市文化団体活動事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(計画変更等の承認)

第8条 補助金の交付の決定を受けた補助対象団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、深谷市文化団体活動事業補助金計画（変更・中止・廃止）申請書（様式第4号）に当該変更等を証する書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助対象事業の計画を変更し、中止し、又は廃止しようとするとき。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難になったとき。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた補助対象団体は、深谷市文化団体活動事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、補助金の交付の決定に係る会計年度終了後30日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の収支を確認できる書類
- (2) 補助対象事業の執行及び成果
- (3) その他市長が必要と認める書類
(交付の請求)

第10条 補助金の交付を請求しようとする補助対象団体は、深谷市文化団体活動事業補助金請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表

科目	補助対象経費の種類
1 報償費	講師等に係る謝礼
2 旅費	出演者等の交通費、宿泊費、日当
3 需用費	プログラム、ポスター、パンフレット、案内状、入場券等の印刷製本費
4 役務費	通信運搬費、広告料、手数料、保険料、振込手数料
5 委託料	会場設営等委託料、看板製作等委託料、デザイン料
6 使用料及び賃借料	機材等の借用料、会場使用料、物品のレンタル料
7 その他の経費	補助対象事業の実施上必要な経費で、社会通念上適切であると認められるもの

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

深谷市長 宛て

団体名

代表者氏名

深谷市文化団体活動事業補助金交付申請書

年度深谷市文化団体活動事業補助金の交付を受けたいので、深谷市文化団体活動事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

補助金申請額 金 円（算出基礎は別紙のとおり）

- 1 構成人員
- 2 事業目的
- 3 事業内容
- 4 関係書類 事業計画書、収支予算書

別紙

年度（ ）事業計画

実施日程	実施事業	付 記

- ※ 1 付記欄は、開催場所及び人員等その実施事業の内容を明記してください。
2 () 欄は、その団体の名称を記入してください。

年度 収支予算

[illegible]

様式第 2 号（第 7 条関係）

深谷市文化団体活動事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

深谷市長



年 月 日付けをもって申請のありました 年度深谷市文化団体活動事業補助金の交付について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助金交付額 金 円

2 交付条件

- （１） 会議（総会等）により補助金交付申請書に添付した事業計画及び収支予算に変更が生じたとき、または、補助対象事業が予定された期間に完了しないとき若しくは事業の遂行が困難となった場合は、速やかに変更申請書を市長に提出すること。
- （２） 補助金の交付の決定に係る会計年度の終了後 30 日以内に当該年度の実績報告書を作成し、市長に報告すること。
- （３） 補助金を他の用途に使用し、その他補助金の交付の決定の内容又はこれに基づく規則等に違反したときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

様式第3号（第7条関係）

深谷市文化団体活動事業補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

深谷市長



年 月 日付けをもって申請のありました 年度深谷市文化団体活動事業補助金につきましては、審査の結果、下記のとおり交付しないことに決定しましたので通知します。

記

1 不交付の理由

様式第4号（第8条関係）

深谷市文化団体活動事業補助金計画（変更・中止・廃止）申請書

年 月 日

深谷市長 宛て

団 体 名
代表者氏名

年 月 日に補助金の交付の決定を受けた 年度深谷市文化団体活動事業について、計画の（変更・中止・廃止）をしたいので、深谷市文化団体活動事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名

2 変更内容

区 分	変 更 前	変 更 後
変 更 内 容		
事 業 費		

3 （変更・中止・廃止）の理由

4 添付書類
（変更・中止・廃止）を明らかにする書類

様式第 5 号（第 9 条関係）

深谷市文化団体活動事業補助金実績報告書

令和 年 月 日

深谷市長 宛て

団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日に補助金の交付の決定を受けた令和 年度深谷市文化団体活動事業が完了したので、深谷市文化団体活動事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- | | | | |
|---|----------|-----------|---|
| 1 | 補助金受入額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助対象事業費 | 金 | 円 |
| 3 | 補助対象外事業費 | | 円 |
| 4 | 添付書類 | | |
| | (1) | 別紙の補助事業調書 | |
| | (2) | 収入支出決算書 | |
| | (3) | 事業報告書 | |

別 紙

令和 年度補助事業調書

構成人員		
補助対象事業の成果説明		
交付決定時の内容	収 入 額	
	支 出 額	
	補助金交付決定額	
事業完了後の内容	収 入 額	
	支 出 額	
	補助金受入額	
補助金返納額		

様式第 6 号（第 1 0 条関係）

深谷市文化団体活動補助金請求書

年 月 日

深谷市長 宛て

団 体 名

代表者氏名

年 月 日付け 発第 号で交付決定通知のあった補助
金を下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

下記口座にお振り込みください。	
金融機関名	
支 店 名	
預金種別	
(フリガナ) 口 座 名	
口 座 番 号	